

令和 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K00321

研究課題名(和文) 日本近世出版法制と文学規制に関する研究

研究課題名(英文) The research on the legal restrictions against Japan early modern literature

研究代表者

山本 秀樹 (YAMAMOTO, Hideki)

岡山大学・社会文化科学学域・教授

研究者番号：60252409

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果のうちでも主要かつ重要な研究成果としては、まず江戸時代の日本の出版法制について、幕府が各藩に各奉行所発行の出版法を通達しない状態が通常であったことを、根拠史料の存在を明らかにして立証したことがある。また、幕府評定所編『御触書天保集成』に収録されていることにより今まで町触であったと信じられてきた寛政改革時の一出版・写本規制法令が実際には発令されていなかったことを証明することを通じて、『御触書集成』だけを信じることの危険性を明らかにし、町触集成類を尊重すべきことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで、証明ぬきに行われてきた、江戸幕府出版法が日本全域で共有されているという認識をくつがえして、江戸幕府出版法のほとんどが、あくまでも江戸は江戸、京都は京都、大阪は大阪で発令された、各都市の法令にすぎなかったであろうことを明らかにし、この分野における歴史認識を変更した。また、江戸幕府評定所編纂の幕府法令集という権威ある『御触書集成』にも後代の編纂物という限界があり、編集ミスがふくまれるということをはっきりさせ、寛政の改革中の出版法令を一つ、存在しなかったものとして消去した。寛政の改革の出版政策についての考察にも、そのことをふまえた修正が必要となる。

研究成果の概要(英文)：The main and most important results of the research are the following: Proof that the shogunate in the Edo period did not usually announce the publishing regulations to the feudal domains(藩), and that the Machibure(town orders)Shuseis are more reliable than "Ofuregaki Shusei" (The collection of laws and regulations compiled by the shogunate), by proving the absence of a publishing ordinance in the Kansei Reforms in "Ofuregaki Shusei".

研究分野：日本近世文学

キーワード：日本近世出版法 幕府法と藩法 寛政改革 山東京伝 蔦屋重三郎 御触書集成 御仕置例類集

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、平成 15 年以来、江戸時代の出版中心地である三都（江戸・京都・大阪）における出版法（出版に関する町触）が異なることに気づき、まずは各都市の町触集成（『江戸町触集成』全 19 巻 塙書房、平成 6～15 年、『京都町触集成』全 13 巻別巻 2 岩波書店、昭和 58～平成元年、『大阪市史』第三・第四上・第四下 大阪参事会、明治 44～大正 2 年）の範囲内で比較確認作業を行い、三都の出版関係町触がほとんど一致しないことを確認し、三都におけるその変化と推移を記述した（平成 16 年度～平成 19 年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究課題番号 16520107 『江戸時代の三都（江戸・京都・大阪）出版法制の比較研究』及び『江戸時代三都出版法大概 文学史・出版史のために』（岡山大学文学部研究叢書 29、岡山大学文学部発行、平成 22 年 2 月））。

それまで江戸時代出版法については『徳川禁令考』や『御触書集成』に載っている出版法しか知られておらず、それらが三都や日本全国に及ぶものと先験的に信じられていたため、それまでの江戸時代の出版法や出版制度の前提に関する説明は、すべて点検し直されなければならない事態が生じることになったのである。（結果として『徳川禁令考』や『御触書集成』に載っていたのは、江戸で発令された江戸の出版法だけであった。それまでは江戸だけが適用地域である出版法をもって、異なる出版法を持つ京都や大阪のことまで説明していたのである。）

それ以後、研究代表者は、またさらに三都の出版法について補足作業、見直し作業を続け、未確認事項に関する補遺的考察を行った。それは主に写本の禁止の江戸時代的意味の考察・写本をも視野に入れた江戸時代出版法の書物法的見直し・戦後に発見された大阪法令史料を用いた法令追加作業（大阪法令を収集収録した『大阪市史』は明治年間の収集作業であり、今日では『大阪市史』で用いられていない史料が発見されている）・新たな大阪法令史料の発掘であった。

これらの作業によって、三都の出版法に関して、研究代表者が確認し追補できる作業はほぼ終了した。

以後に残された課題として、それでは三都以外の、日本全国規模における出版法がいかなるものであったかの把握、及び、把握された三都の出版法が、いかなる出版規制の実態を生んだのかの点検把握及びその記述作業が残されていると思われた。

## 2. 研究の目的

したがって、本研究の目的は、江戸時代の出版法制度を日本全国規模で把握しようとするものであり、また、三都個別の出版法的状況下における文学表現の質との関連、および法的状況の変化に応じた文学史動向との関連について明らかにしようとするものである。

## 3. 研究の方法

日本全国における出版法の状況に関しては、これまで確かめられたことのない藩政史料を用いて藩域における出版規制状況を明らかにした。しかし、それは何も無制限に全ての藩政史料を見たということではなく、幕府の法令伝達は、一定のグループに対して同一の文書が送られる（あるいは、回覧される）ため（服藤弘司『御触書集成目録』解題、岩波書店、平成十四年）大名に関しては好適な史料が残っている藩政史料を見つけて確認することができれば、原則的にはそれが多く他藩にも共通するはずなのである。しかも、全国規模における法令の確認の取り方については、すでに日本法制史研究者によって一定の見通しが付けられており、それを参考にして作業を行うことができた（服藤弘司同上書）。史料の存在もまた、その使用史料のリストである「参考資料」（同上書巻末）を見ることによって知ることができ、また、独自にも同様の史料をさがし得た。幕領を治める代官のために編纂された書物もすでに日本法制史研究で使用されており、それによってどのような法令が幕領支配の前提となっていたか、確認することが可能であった。

三都の出版規制の問題については、その結果としての禁書に注目して、これまでの研究の見直し作業を行った。

## 4. 研究成果

(1) 服藤弘司『御触書集成目録』解題（岩波書店、平成十四年）巻末の「参考資料」に載っている加賀藩・熊本藩の幕府からの法令を記録した史料と岡山大学附属図書館池田家文庫の同様の岡山藩史料を使用して、幕府から出版法の伝達はなかったと言ってまずまちがいないことを確認した（「まずまちがいない」と言って断言しないのは、正規の伝達ルート以外に、後になって藩側から、出版法以外の別の用件で幕府に問い合わせた可能性のある記録が 1 件、岡山藩史料に含まれるためである）。

各藩内企画の出版物は、大きな藩ほど、行われたものであるが、今後は、それらの出版活動の法的前提として、各藩における法令記録の確認作業が必ず必要になる。『御触書集成』や『徳川禁令考』に載っている法令が、各藩に伝達された可能性が極めて低いことを、今回いくつかの藩をサンプルとして確認したからである。

(2)服藤弘司『御触書集成目録』解題(岩波書店、平成十四年)巻末の「参考資料」に載っている史料のうち、幕府法に関する史料について、活字化文献、インターネット上の公開画像、写真本で、可能な限り逐一、その内容の確認点検を行った。その作業の結果として、これまで知られていない、いくつかの禁書に関する記録を発見したが、それらを使用した論文を執筆し、発表するところには至らなかった。したがって、まだそれらの史料名をここで明らかにするわけにはいかないの、きわめて近いうちにその研究・執筆・公表を行いたい。

(3)同じく服藤弘司『御触書集成目録』解題(岩波書店、平成十四年)巻末の「参考資料」に載っている史料のうち、幕府法に関する史料について、活字化文献、インターネット上の公開画像、写真本で、可能な限り逐一、その内容の確認点検を行う作業のうち、幕府内部で出版法が共有されなかった(出版法はあくまでも町奉行所が町に対して発令したものであって、家臣団には知らせていない可能性がある、あるいは、その一部には知らせることもあったのか、という)ことについての立証を試みたが、確かに家臣団に知らせたことを記録する史料には今のところ行き当たっていないが、しかし結局は、どこまで調べても、「ない」ということの文献的立証は不可能であるという一般則を確認するに終わり無念である。

(4)三都の出版規制の問題について、特にそれに関する先行研究の一つの中心である「禁書」に注目しての点検見直しを行った結果、はっきり先行研究のまちがいを修正できる点として、寛政改革中の一法令として、寛政改革の出版法について述べる文献では必ず触れられると言っている有名な寛政二年五月出版規制令が、実は発令されていないということを論文で明らかにした。

この法令はたまたま、天明年間に華やかな出版活動を行ったことで知られる蔦屋重三郎と、当時の中心的作家・山東京伝の処罰と発禁処分に関わって必ず触れられる根拠法令の一つであり、その点、蔦屋重三郎と山東京伝研究にとっても重要な、法的前提状況の修正である。

この研究は、さらに重要な基幹法令史料紹介の不十分についての指摘をふくんでおり、それは戦前から使用されてきた評定所編纂判例集『御仕置例類集』の活字本に収録されていない部分だが、内閣文庫所蔵写本に含まれているということである。『御仕置例類集』は、言わずと知れた江戸時代の最上層における裁判に関する根本的史料であり、なぜそのような未紹介部分を含む写本が存在しているのか、その本の存在が、『御仕置例類集』の編纂・成立事情を考える上で何を意味するのかということ自体が、今後、考えられなければならない問題である。

(5)享保改革で禁止された藩主の先祖に関わる記述に関する出版規制意識の祖先に当たる可能性を持つ写本の記述変更について指摘した。天正年間(1573~1592)備中国吉備津神社に関する事例になるが、神社の由来を記す縁起の記述を、当時の権力者である宇喜多氏の先祖を憚って改変している。そもそも権力者を憚る文書記述意識がいつから始まるものかははっきりしないが、少なくとも江戸時代以前から存在するものであると言っていいたいだろう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 山本 秀樹	4. 巻 (49)
2. 論文標題 江戸時代出版法の布達範囲 熊本藩史料・岡山藩史料・加賀藩史料を通して 含『庶物類纂』編纂関係 令・享保八年大坂触一・九二人形規制令	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要	6. 最初と最後の頁 19-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18926/58150	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山本 秀樹	4. 巻 (112)
2. 論文標題 町に触れられなかった『御触書天保集成』寛政二年五月出版改革「町触」 山東京伝・蔦屋重三郎処罰 の前提状況	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 近世文藝	6. 最初と最後の頁 39-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20815/kinseibunsei.112.0_41	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山本 秀樹	4. 巻 75
2. 論文標題 『神道大系』所収吉備津神社所蔵吉備津宮縁起二種の成立年代について - 支配者の先祖の記述を避けなければならなかった事例の遡源 -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 岡山大学文学部紀要	6. 最初と最後の頁 96～89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18926/okadai-bun-kiyou/64226	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山本秀樹
2. 発表標題 町に触れられなかった寛政二年五月出版規制法
3. 学会等名 日本近世文学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------